⑼　本工事は、開札後、落札者を決定する前に落札者となるべき者との協議対象工事である。本工事では契約制限価格を設定しないため、発注者は落札者となるべき者との協議により入札価格の合理性を確認し、これらを有すると判断した場合、落札者となるべき者を落札者とする。

⑽　本工事は、入札時に全ての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑾　上記⑽の単価表は原則として電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

⑿　本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、下記３⑸により落札者となるべき者と協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額を合意することとする。

２　入札参加者に選定されるために必要な要件

⑴　本工事に係る入札参加者に要求される資格は以下のとおりである。

①　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

②　開札時に、平成31・32年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、技術提案書に記載する工事目的物に該当する工種での工事競争参加資格を有し、下記の条件を満たす者又は特定建設工事共同企業体とする。

１）単体で申請する場合　下記の条件を満たす者とする。

開札時に、平成31・32年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、発注者が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,400点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,400点以上であること。）。

２）特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　下記の条件を満たす最大10者で構成された特定建設工事共同企業体とする。なお、特定建設工事共同企業体で申請する場合は、共同企業体の構成員全員が下記の条件を満たさなければならないものとする。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

開札時に、平成31・32年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、発注者が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,250点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,250点以上であること。）。

③　手続開始の公告の前年度から起算した過去２年間（平成29・30年度）における各年度の当該工種についての工事成績の平均点は65点未満が２年連続していないこと。

④　平成16年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は、発注者が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が構成員数の均等割の10分の６以上の場合のものに限る。）

１）単体で申請する場合

下記に掲げる⒜同種工事の施工実績を有すること。

２）特定建設工事共同企業体を構成する場合

特定建設工事共同企業体にあっては、共同企業体を構成する代表者は、下記に掲げる⒜同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、⒝同種工事の施工実績を有すること。

⒜　同種工事

・セグメント外径10ｍ以上の密閉型シールドトンネル工事

⒝　同種工事

・セグメント外径５ｍ以上の密閉型シールドトンネル工事

⑤　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

１）専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成16年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは上記２⑴④に同じ。

特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のうち１者の現場代理人又は主任（監理）技術者が施工実績を有していればよい。

同種工事

・セグメント外径５ｍ以上の密閉型シールドトンネル工事を含む工事

３）専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑥　詳細設計において、次に掲げるいずれかの基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

⒜　管理技術者

・技術士（総合技術監理部門（建設―トンネル）若しくは、建設部門（トンネル））
・ＲＣＣＭ（トンネル部門）
・当該業務の関連分野の博士（工学）
・土木学会認定技術者［上級、１級］（トンネル・地下）

⒝　照査技術者

・技術士（総合技術監理部門（建設―トンネル）若しくは、建設部門（トンネル））
・ＲＣＣＭ（トンネル部門）
・当該業務の関連分野の博士（工学）
・土木学会認定技術者［上級、１級］（トンネル・地下）

⑦　施工計画が適切であること。

参加表明書において提案した企業の高度な技術力に係る事項に関する着眼点、留意点及び具体案が適正と認められること。

⑧　技術提案書の作成において、次に掲げるいずれかの基準を満たす技術提案設計責任者及び照査責任者を配置できること。

⒜　技術提案設計責任者

・技術士（総合技術監理部門（建設―トンネル）若しくは、建設部門（トンネル））
・ＲＣＣＭ（トンネル部門）
・当該業務の関連分野の博士（工学）
・土木学会認定技術者［上級、１級］（トンネル・地下）